

公立丹南病院組合出納事務決裁規程

〔平成 29 年 3 月 10 日〕
訓 令 第 2 号

改正 平成 30 年 3 月 27 日 訓令第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立丹南病院組合病院事業設置等に関する条例（平成 11 年公立丹南病院組合条例第 3 号）第 7 条の規定に基づき、会計管理者が行う公立丹南病院組合病院事業の会計事務において、会計管理者の権限に属する事務の決裁に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 代決 会計管理者の権限に属する事務を会計管理者に代わって決裁することをいう。
- (2) 専決 会計管理者の権限に属する事務を常時会計管理者に代わって決裁することをいう。

(代決)

第 3 条 会計管理者が不在のときは、会計課長がその事務を代決する。

2 会計管理者および会計課長がともに不在のときは、会計課長を補佐する職にある職員がその事務を代決する。

(平 30 訓令 1・一部改正)

(代決後の措置)

第 4 条 この規程に定める代決者は、代決した事務の関係書類を上司の登庁後直ちに後閲に供するものとする。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

(専決事項)

第 5 条 会計課長は、次に掲げる事務を専決することができる。

- (1) 別表に定める科目および金額に係る支出命令の審査および支出の決定に関すること。
- (2) 預り金の収入、支出に関すること。
- (3) 資金前渡および概算払の精算に関すること。

(4) 口座振替払および隔地払に関すること。

(5) 有価証券の出納保管に関すること。

(6) その他軽易な事件を処理すること。

(重要事項等の専決)

第6条 この規程に定める専決事項であっても、当該事項が次の各号のいずれかに該当するときは、会計管理者の決裁を受けなければならない。

(1) 内容が特に重要であると認められるとき。

(2) 取扱い上異例に属し、または重要な先例になると認められるとき。

(3) 疑義もしくは重大な紛争があるときまたは処理の結果重大な紛争を生ずるおそれがあると認められるとき。

(4) あらかじめその処理について、特に会計管理者に指示を受けたとき。

(5) その他会計管理者において内容を了知しておく必要があると認められるとき。

附 則 (平成29年訓令第2号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年訓令第3号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日前までににおける公立丹南病院組合病院事業の出納事務決裁の処理は、この規程により処理されたものとする。

別表

科目の区分	専決することができる金額
(1) 報酬	全額
(2) 給料	全額
(3) 手当	全額
(4) 法定福利費	全額
(5) 災害補償費	5 0 万円未満
(6) 退職給与金	全額
(7) 賃金	全額
(8) 報償費	5 0 万円未満
(9) 旅費	5 0 万円未満
(10) 交際費	5 0 万円未満
(11) 消耗品費	5 0 万円未満
(12) 手数料	5 0 万円未満
(13) 委託料	5 0 万円未満
(14) 使用料及び賃借料	5 0 万円未満
(15) 工事請負費	3 0 0 万円未満
(16) 原材料費	5 0 万円未満
(17) 土地購入費	5 0 万円未満
(18) 消耗備品費・備品購入費	5 0 万円未満
(19) 交付金	5 0 万円未満
(20) 食糧費	5 0 万円未満
(27) 公課費	全額
(30) 負担金	5 0 万円未満
(31) 修繕費	5 0 万円未満
(32) 印刷製本費	5 0 万円未満
(33) 通信運搬費	5 0 万円未満
(34) 光熱水費	全額
(35) 保険料	5 0 万円未満
(36) 図書費	5 0 万円未満
(37) 燃料費	全額
(38) 雑損失	全額
(39) 雑費	全額
(40) 賠償金	5 0 万円未満

(50) 消費税	全額
(51) 企業債利息	全額
(52) 一時借入金利息	全額
(53) 企業債償還金	全額
(55) 医療機器購入費	5 0 万円未満